

税関に係る事項における相互支援及び協力に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

日本国政府及びドイツ連邦共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

関税法令に対する違反が、それぞれの国の経済、財政、社会、公衆衛生、文化及び商業上の利益並びに公共の安全を害するものであることを考慮し、

関税その他の輸出入に際し徴収される税の正確な査定を確保することの重要性を考慮し、

武器、爆発物、化学物質、生物物質、核物質、麻薬、向精神薬及び前駆物質の国境を越える違法な取引が社会への脅威となることを考慮し、

それぞれの国の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、

両税関当局間の協力が関税法令違反に対する行動を一層効果的なものとし得ることを確信し、

特定の物品に関する禁止、制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際協定に留意し、

千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告を考慮し、

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定に留意して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

- (a) 「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過並びに物品をその他の税関手続の管理下に置くことに関する日本国又はドイツ連邦共和国の法令であつて、関税、輸入税、輸出税その他の税又は税関当局がその権限の範囲内において物品の移動を禁止し、制限し、及び規制する措置に関連するものをいう。
- (b) 「税関当局」とは、日本国にあつては財務省、ドイツ連邦共和国にあつては連邦財務省をいう。
- (c) 「情報」とは、データ、文書、報告その他の連絡をいう。
- (d) 「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。
- (e) 「者」とは、自然人又は法人をいう。
- (f) 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する情報をいう。
- (g) 「要請当局」とは、支援を要請する税関当局をいう。
- (h) 「被要請当局」とは、支援を要請された税関当局をいう。

- (i) 「関税領域」とは、各締約国政府の国の関税法令が施行されている当該国の領域をいう。
- (j) 「監視付移転」とは、犯罪を調査するため及び犯罪を実行し、又はその実行に関与した者を特定するため、一の国の権限のある当局が、事情を知らながら、かつ、その監視の下に、不正な又はその疑いがある送り荷が当該国の領域を出、これを通過し、又はこれに入ることとする方法をいう。

第二条

- (1) 両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、及び調査するため、この協定の規定に従って、それぞれの税関当局を通じて相互に支援する。
- (2) 両締約国政府は、欧州連合の加盟国としてのドイツ連邦共和国の責務と両立する限りにおいて、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のため、それぞれの税関当局を通じて協力するよう努める。
- (3) この協定は、両締約国政府により、それぞれの国の法令に従い、かつ、それぞれの税関当局の利用可能な資源の範囲内で適用される。この協定は、他の国際協定（刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定を含む。）に基づく両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- (4) この協定は、欧州連合の加盟国としてのドイツ連邦共和国の現在又は将来の義務に関する欧州連合の法

令及びこれらの義務を履行するために制定される法令（特に欧州連合の欧州委員会の権限のある機関と加盟国の税関当局との間の情報交換を規律するもの）に基づくドイツ連邦共和国の義務並びに欧州連合の加盟国間の国際協定によって生ずるドイツ連邦共和国の現在又は将来の義務に影響を及ぼすものではない。

第三条

(1) 両税関当局は、要請に応じ又は自己の発意により、関税法令の適正な適用の確保並びに関税法令違反の防止、発見及び調査のために必要な情報を相互に提供する。

(2) いずれの一方の税関当局も、自己の発意により又は要請に応じ、他方の税関当局の属する国の関税領域において関税法令違反となるおそれがある行動に関して有する情報を当該他方の税関当局に提供する。

(3) いずれの一方の税関当局も、その有する情報が他方の税関当局の属する国の経済、公衆衛生、公共の安全その他の重要な利益に実質的な損害を与え得る深刻な関税法令違反に関連すると考える場合において、必要と認めるときは、自己の発意により、当該他方の税関当局に当該情報を遅滞なく提供する。

第四条

被要請当局は、その利用可能な資源の範囲内で、次のものについて、情報を提供し、及び特別な監視を行

う。

(a) 要請当局の国の関税領域において関税法令違反を犯した者又は関税法令違反を犯しているか若しくは犯した者について当該要請当局により知られている者又は関税法令違反を犯しているか若しくは犯した者について当該要請当局により疑われている者（特に当該被要請当局の国の関税領域を出入りする者）

(b) 要請当局の国の関税領域において関税法令違反の執行に使用される疑いがあると当該要請当局により通知された輸送中又は蔵置中の物品

(c) 要請当局の国の関税領域において関税法令違反の執行に使用されているか又は使用されたことについて当該要請当局により疑われている輸送手段

第五条

両税関当局は、権限のある当局の決定に基づきそれぞれの属する国の法令に従って実施される監視付移転について協力し、及び情報を交換することができる。

第六条

(1) この協定に基づく要請は、英語による書面によって行われる。当該要請には、その要請された支援の実

施に有益と考えられる情報を添付する。緊急な事情によりやむを得ない場合には、口頭による要請であっても承認され得る。ただし、そのような要請は、適当な時期に書面によって確認される。

(2) (1)の規定に従って行う要請には、次の情報を含める。

- (a) 要請当局
- (b) 当該要請に関連する手続の種類
- (c) 当該要請の目的及び理由
- (d) 当該要請に関係する者の名前及び住所又はこれらが不明である場合には可能な限り正確かつ包括的な

記述

- (e) 検討されている事案の簡単な説明及び関連する法的要素
- (3) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従って提供される情報は、それぞれの税関当局が指定する事務所の間で直接伝達される。

第七条

- (1) 被要請当局は、この協定に基づき要請された支援を実施するため、全ての合理的な措置をとる。

(2) 被要請当局が要請当局の要請に同意する場合には、当該要請当局が特別に指定する職員は、関税法令違反であり、又はその疑いのある活動に関する情報であつて、当該要請当局がこの協定に基づく支援の要請の目的のために必要なものを得るため、当該被要請当局が定める条件の下で、当該被要請当局が自国の関税領域において行う質問に立ち会うことができる。

(3) 被要請当局は、要請に基づき支援措置を実施する場合において、要請当局の職員による立会いを適当と認めるときは、自ら定める条件に従い、当該要請当局の職員の参加を招請することができる。

(4) 一方の税関当局の職員は、この協定に従つて他方の税関当局の属する国の関税領域に所在するときは、身分及び公的資格を示す証拠をいつでも提示することができるようにしなければならない。

(5) 被要請当局は、要請当局の要請に応じ、かつ、適当と認める場合には、支援の要請に応じて措置をとる時期及び場所を当該要請当局に通報する。

第八条

(1) この協定に従つて入手した情報は、第二条(1)に定める目的のためにのみ使用される。当該情報は、これを提供する税関当局が他の機関による使用を明示的に書面によって承認した場合を除くほか、他の機関に

伝達されてはならない。当該情報を提供する税関当局は、当該情報を入手した税関当局に対し当該情報の使用及びそれにより得られた結果について通報することを要請することができる。

- (2) (1)の中段の規定にかかわらず、情報を提供する税関当局が別段の通報を行う場合を除くほか、当該情報を入手した税関当局は、この協定に従って入手した当該情報を自国の関連法執行機関に提供することができる。当該関連法執行機関は、(1)の前段、(3)及び(4)並びに次条に定める条件の下で当該情報を使用することができる。

- (3) 各締約国政府は、この協定に従って入手したあらゆる情報の秘密性を保持し、かつ、当該情報を提供する税関当局の属する国の法令に基づく保護と少なくとも同程度の保護を与える。ただし、当該情報を提供する税関当局が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。被要請当局は、支援の要請に含まれる情報を開示することなく要請された支援を実施することができない場合には、要請当局にその旨を通報するものとし、当該要請当局は、このような状況にもかかわらず当該支援が実施されるべきかどうかを決定する。

- (4) この協定に基づいて個人情報交換される場合には、それぞれの国の関係法令が認める範囲で次の規定

を適用する。

- (a) 提供された情報が個人情報を含む場合には、当該個人情報を入手した税関当局は、要請に応じ、当該個人情報を提供した税関当局に対し、当該情報の使用及びそれにより得られた結果について通報する。
- (b) 個人情報を提供する税関当局は、提供する情報の正確性、要請の目的のための当該情報の必要性及び要請の目的と当該情報との間の均衡に注意を払う。
- (c) 各締約国政府は、自国の法令に従い、いかなる者も、当該者が対象となっている個人情報及び当該個人情報に関する情報であつて、当該各締約国政府の税関当局が保有するものの開示を当該各締約国政府の税関当局に対して請求することができるようにすることを確保する。税関当局が当該開示の請求を受けた場合には、当該税関当局は、自国の法令が当該事案において開示の拒否を許容している場合を除くほか、保有している個人情報及び当該個人情報の使用に関する情報を請求者に開示する。
- (d) 各締約国政府は、自国の法令に従い、いかなる者も、当該者が対象となっている個人情報の当該各締約国政府の税関当局による不法な使用（当該各締約国政府の税関当局による不正確な個人情報の提供を含む。）によって損害を被った場合には、賠償を請求することができるようにすることを確保する。

- (e) 個人情報を提供する税関当局について適用される法令が、提供する個人情報の削除について特定の期限を定めている場合には、当該税関当局は、当該個人情報を入手する税関当局にその旨を通報する。提供された個人情報は、その削除の期限のいかんを問わず、当該個人情報が提供された目的のために必要がなくなった場合には、削除される。
- (f) 一方の税関当局は、他方の税関当局から提供された個人情報の許可されていないアクセス、修正及び開示を防止するため必要な措置をとる。
- (g) 税関当局は、個人情報の提供及び受領について公式に記録する。
- (5) 情報を提供した税関当局は、この協定に従って提供した情報が不正確であると認める場合又は提供すべきものではなかったと認める場合には、当該情報を入手した税関当局に対して、遅滞なくその事実を通報する。その通報を受けた税関当局は、遅滞なく当該情報を訂正し、又は削除する。
- (6) この条の規定は、情報を入手した税関当局が属する国の法令に基づいて義務付けられている限度において、当該情報が使用され、又は開示されることを妨げない。当該税関当局は、可能な限り、当該情報を提供した税関当局に対しその開示について事前に通報する。

第九条

- (1) この協定に従い一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報は、当該他方の締約国政府により裁判所又は裁判官の行う刑事手続において証拠として使用されてはならない。
- (2) 要請当局は、要請に際し捜査の目的について明らかにした場合を除くほか、この協定に従って入手した情報（個人情報を含む。）を捜査の目的に使用してはならない。

- (3) この協定に従って一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報が当該他方の締約国政府により裁判所又は裁判官の行う刑事手続において証拠として使用されることが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において証拠として当該情報を使用するため、刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定に従って、当該情報を提供するよう要請する。

第十条

- (1) 被要請当局の締約国政府は、この協定に基づく支援が自国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を侵害すると考える場合には、当該支援を拒否し、若しくは保留することができ、又は一定の条件若しく

は要件が満たされることを支援の条件とすることができる。

- (2) 要請当局は、同様の要請が被要請当局により行われたならば支援を実施することができない場合には、要請の中でその事実について注意を喚起する。当該要請に基づく支援の実施は、被要請当局の裁量に委ねられる。

- (3) 被要請当局は、支援が現に行われている調査（関連法執行機関による捜査を含む。）、訴追又は司法上の手続を妨げることを理由として、当該支援を保留することができない。この場合には、当該被要請当局は、一定の条件を付することにより支援を行う可能性について判断するため、要請当局と協議する。

- (4) 要請された支援が実施されない場合には、要請当局は、適当な時期にその旨を通報されるものとし、また、その要請について支援の実施を延期する理由又は拒否する理由の説明を受ける。当該説明には、当該要請当局が当該要請を更に行うために有益となり得る関連情報を付することができる。

第十一条

両税関当局は、必要かつ適当な場合には、新たな税関手続並びに取締りのための装置及び技術の研究、開発及び試験、税関職員の訓練活動並びに両税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第十二条

- (1) この協定の実施に要する費用（特に、この協定に基づく情報提供の要請に要する費用及び当該要請に対する作業に要する費用）については、原則として、それぞれの締約国政府が負担する。第七条(3)の規定に従い、被要請当局が実施する支援措置に要請当局の職員が参加する場合には、その参加に要する費用は、両締約国政府が個別の事案において異なる手続に合意する場合を除くほか、当該要請当局が負担する。
- (2) 両税関当局は、要請された支援の実施中に当該要請された支援の完了のために特別な性質の費用を要することが明らかとなった場合には、当該要請された支援の実施を継続し得る条件を決定するために協議する。

第十三条

- (1) 両締約国政府は、必要に応じ、この協定の実施に際して生ずるいかなる問題に関しても、外交上の経路を通じて協議することができる。
- (2) この協定を実施するための詳細な取決めは、必要に応じて、両締約国政府の税関当局の間で締結される。

第十四条

(1) 両締約国政府は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続を完了した旨を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

(2) この協定は、無期限に効力を有する。いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて、三箇月前に文書による通告を与えることにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、いずれか一方の締約国政府が文書による終了の通告を受領した日の後三箇月で効力を失う。この協定の終了の前に受領した支援の要請については、この協定に従って完了される。

(3) 両締約国政府は、必要に応じ、この協定を再検討するために会合することができる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十四年十一月十九日にベルリンで、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を

作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

ドイツ連邦共和国政府のために